

# 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」推進支援事業実施要領

## 第1 目的

この要領は、「『始良・伊佐地域 地域振興の取組方針』推進支援事業」の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業主体

- 1 事業主体は、集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体、観光団体、商工団体その他これらに類する団体（これらの団体が主たる構成員である実行委員会等を含む。以下「団体等」という。）のうち、始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町の区域をいう。以下同じ。）に主たる事務所又は活動の拠点を置くものとする。ただし、生活支援枠については、事業主体に企業及び個人事業主を含めるものとする。
- 2 上記1の規定にかかわらず、共同事業体（団体等と始良・伊佐地域外を含む企業、大学等の研究機関及び他の団体等からなる事業組織体をいう。以下同じ。）も事業主体とする。ただし、共同事業体は、共同事業体を構成する団体の中から県との窓口として代表団体（上記1に定める団体等とする。）を指定し、共同事業体構成届出書（別記第4号様式）を始良・伊佐地域振興局に提出するものとする。
- 3 事業主体は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 始良・伊佐地域に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体等であること。ただし、共同事業体における企業や大学等の研究機関及び代表団体である団体以外の団体等にあっては、この限りでない。
  - (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
  - (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
  - (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
  - (5) 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 県税及び市町村税の未納・滞納をしている団体
    - イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
    - ウ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
    - エ 暴力団
    - オ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
    - カ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
    - キ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
    - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
    - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

- コ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (6) 上記の(5)のエからコまでに掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - ア 暴力団  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - イ 暴力団員等  
鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
  - ウ 法人等  
法人その他の団体をいう。
  - エ 役員等  
次に掲げる者をいう。
    - (7) 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
    - (1) 法人格を有していない団体にあっては、代表者、理事、その他(7)に掲げる者と同等の責任を有する者

### 第3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

なお、補助金の交付の目的に鑑み、補助対象事業とすることが適当でないと思われる事業は、交付の対象としない。

- 1 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）（以下「取組方針」という。）に記載する「取組の基本方向」に沿った事業（「観光の『稼ぐ力』の向上」、「文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成」、「個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進」など）であること。
- 2 始良・伊佐地域で実施する事業又は始良・伊佐地域以外で実施する事業で当該地域のPRや地域内外の交流人口の増大、産業振興などにつながるものであること。
- 3 団体等が新たに実施する事業又は既存の事業を発展的に向上・拡充する事業であること。
- 4 イベントを開催する事業については、幅広い地域（2以上の市町村。戦略枠においては管内から3以上の市町村）からの参加等が期待できる事業であること。
- 5 団体等が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- 6 一過性の取組でなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりを見込める事業であること。
- 7 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 8 同一年度において、県の他の補助等を受けていない事業であること。

### 第4 補助対象事業枠、補助率、補助金額

補助金の交付対象となる事業枠、補助率及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認める場合は、予算の範囲内で

補助率及び補助金額を変更することができる。

補助対象事業枠		補助率	補助金額
戦略枠	地域課題に対して長期的戦略に基づき取り組む事業(※1)のうち始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認めるもの	10/10	上限 1,000 千円
生活支援枠	困っている方(※2)に対する支援に関する事業(※3)	1/2	上限 500 千円
特別枠	①観光の「稼ぐ力」の向上に関する事業(※4) ②始良・伊佐地域の文化振興に関する事業(※5)		上限 1,000 千円
一般枠	取組方針に記載する「取組の基本方向」に沿った事業で、戦略枠・生活支援枠・特別枠以外のもの		上限 300 千円

※1 補助金の交付決定を受けた場合でも、計画期間中の補助が保証されるわけではない。認定した長期的戦略に基づいた事業遂行について毎年度改めて審査した上で、適正と認めた場合に補助することを原則とするが、予算の都合、不適切な事務処理が認められた場合、事業の成功が見込めない場合その他その後の事情の変更により特別の必要が生じたときと地域振興局長が認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

※2 外出困難、交通機関の不足などにより、医療機関への受診や福祉・介護に関するサービス、また、買物などについて、適切な支援等を受けられない方々をいう。

※3 取組方針の第4章8(1)「個性を生かした地域づくり」に沿った事業をいう。

※4 取組方針の第4章10「観光の「稼ぐ力」の向上」に沿った事業をいう。

※5 取組方針の第4章4(3)「文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成」に沿った事業をいう。

※6 参加料の徴収等、事業実施に伴い収入の見込みがある場合の補助金額は、補助対象経費から当該収入を除いた額とする。ただし、生活支援枠において移動販売を行う場合には、補助対象経費から売り上げ収入を差し引かない。

なお、補助率による補助金額の計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

※7 事業主体が消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の課税事業者(消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者ではない者)の場合は、消費税を含まない額を補助対象経費とする。

※8 生活支援枠又は特別枠で応募した結果、不採択になった場合でも、一般枠で応募することができる。

また、戦略枠で応募した結果、不採択になった場合でも、生活支援枠又は特別枠の要件を満たしていれば当該枠で、当該要件を満たしていなければ一般枠で応募することができる。

なお、いずれの場合でも、提出済みの応募書類に記載している事業の内容及び事業に要する経費を変更することはできない。

## 第5 補助対象経費

1 補助の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要となる経費で、次の

表に定めるものとする。

項目	内 容
報償費	講師等謝金、出演料、指導料 等
旅 費	交通費、宿泊費 等
需用費	印刷費、消耗品費、食糧費、材料費 等
役務費	設営費、通信運搬費（ハガキ切手等）、手数料、制作費、宣伝費、保険料 等
使用料 賃借料	会場使用料、運搬車両借上料、機材借上料 等
委託料	設営委託、音響委託、警備委託、配信委託 等
賃 金	外部からのアルバイトに対する賃金 等
その他	その他始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認める経費

2 上記1の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象とはならない。

- (1) 申請団体に属する職員等に対する人件費
- (2) 団体等の経常的な管理運営費（事務所の賃貸料・光熱水費等の維持費、補修費、車両の燃料費等）
- (3) 内部関係者の打合せの飲食費や、交流会・懇親会費用（外部講師や外部のボランティアの弁当代等の食糧費は対象）
- (4) 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）
- (5) 備品購入など個人(団体)の資産形成に資するもの
- (6) 用地の取得・賃借・補償、基本構想の策定、測量・試験、既存施設の取壊しに係る経費（ただし、施設整備と一体的かつ不可分に行う測量・試験等は対象となる場合もある。）
- (7) 施設の改修、維持補修費（ただし、他目的への転用や機能向上を伴うものについては対象となる場合もある。）
- (8) (1)から(7)までの他、始良・伊佐地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費

## 第6 事業計画書等の提出

事業を実施しようとする団体等にあつては、事業企画書（別記第3号様式）等を、共同事業体にあつては事業企画書とともに共同事業体構成届出書（別記第4号様式）を添えて始良・伊佐地域振興局長に提出するものとする。

## 第7 事業の承認

始良・伊佐地域振興局長は、第6により提出された事業企画書が、第3の事業の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、別記第2号様式により承認を行う。

## 第8 補助金等交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業計画書（別記第3号様式）
- 2 事業企画書（別紙1-1） ※ 戦略枠の場合は、別紙1-2を提出
- 3 収支予算書（別紙2-1）

- 4 共同事業体構成届出書（別記第4号様式） ※ 共同事業体のみ提出
- 5 事業の実施体制（別記第5号様式）
- 6 団体概要（別記第6号様式）
- 7 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（第7号様式）
- 8 県税及び市町村税の未納・滞納がないことを証する書類

#### 第9 補助金等変更申請書に添付すべき書類

要綱第8条第2項に定める補助金等変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（別記第3号様式）
- 2 変更収支予算書（別紙2-2）

#### 第10 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業実績書（別記第3号様式）
- 2 収支精算書（別紙2-3）
- 3 支出を証する帳票等の写し
- 4 事業成果調書（別記第8号様式）
- 5 事業に関する写真、資料（チラシ、ポスター、決算に係る総会資料・議事録）

#### 第11 補助金の交付

要綱第13条第2項の概算払により交付することができる補助金の額は、要綱第7条又は第8条第3項に規定する通知に記載する補助金の額の2分の1を上限とする。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、始良・伊佐地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。